



飲酒運転根絶！



お酒を飲んで車やバイク等を運転する行為は犯罪です！

令和6年11月1日から自転車の酒気帯び運転のほか、自転車を運転することが分かっている者への酒類の提供や飲酒運転の自転車に同乗、酒気を帯びた者への自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



飲酒運転禁止！



車両提供の禁止！



飲酒運転車両への同乗の禁止！



酒類提供の禁止！



自転車、特定小型原動機付自転車も飲酒運転禁止！

12月

城陽警察署
TEL 53-0110
富野荘交番
TEL 53-7725



ハンドルキーパー運動の推進

お酒を飲む時は、車やバイク・自転車等でその場所へ行かないことが原則です。やむをえず車で飲食店等に行く場合は、「ハンドルキーパー（お酒を飲まずに、仲間を自宅等に送り届ける人）」を事前に決め、その人が運転をして送り届けましょう。

令和7年 年末の交通事故防止府民運動

実施期間

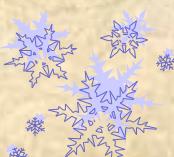
令和7年12月1日（月）～12月10日（水）までの10日間

◆ 運動スローガン

『年の瀬を 無事故で走ろう
京の道』

◆ 運動重点

- ◆ 歩行者の安全確保と反射材の着用
- ◆ 夕暮れ時以降の早めのライト点灯
- ◆ 飲酒運転の根絶



熊の出没に注意



城陽市内でも熊らしき動物の
目撃情報があります！！



次の点にご注意ください

- 子グマを見かけた場合は、近くに親グマがいる可能性が高いので、急いでその場を離れてください。
- 人家近くにある柿などの果樹は、トタン板で幹を囲み、早めに収穫してください。必要のない木なら除去してください。
- クマを呼び寄せないため、家の周りに生ゴミ等のエサとなる物を捨てたり、ゴミ箱を放置しないようにしてください。



京都府からの熊情報はこちら！

- 京都府内のクマ出没情報マップ
- クマに関する各種情報・取組などが閲覧できます。